

高知県町村会複写サービス契約書

高知県町村会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、複写サービスについて、次の条項によりこの契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

- 第2条 この契約は、乙が複写サービスを甲に提供することを目的とし、乙は複写機の機能保全のために、この契約及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知に従って、定期及び随時に乙の担当職員及び技術員を派遣して、常に良好な状態で複写機が作動するように保守及び調整等を行うものとする。

（対象物件及び設置場所）

- 第3条 複写機及び複写機の設置場所は、次のとおりとする。
- 機種型式 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 設置場所 高知県自治会館 5階 高知県町村会事務室内

（契約期間）

- 第4条 契約期間は、次のとおりとする。
- 令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（複写サービスが完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受）

- 第5条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、複写サービスが完了した後において、この業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、複写サービスが完了した後に第17条及び第17条の2の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

- 第6条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第15条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（複写サービス料金）

- 第7条 複写サービス料金及び料金計算は別紙のとおりとする。

(複写サービス料金の請求)

第8条 乙は、毎月末において甲の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、前条に定める方法によって計算した複写サービス料金及びその他別紙仕様書に基づき発生する甲の金銭債務の合計金額に法令所定の消費税額及び地方消費税額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に請求するものとする。

(複写サービス料金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したその日から起算して30日以内に、複写サービス料金を乙に支払わなければならない。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を加算して支払うものとする。

(複写機の保守)

第10条 乙は、甲が複写機を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して複写機の点検、調整を行わなければならない。

- 2 複写機が故障した場合、甲の請求により、乙は、技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 前2項の保守に係る作業は、乙所定の営業時間内に行うものとする。

(消耗品等の供給)

第11条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパは、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づきコピー質保持のため乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。

- 2 その他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品等を供給するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

第12条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。

(機密の保持)

第13条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解約)

第14条 甲又は乙は、3月前までに文書をもって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって催告し、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、全契約期間における複写サービス料金等の支払総額（契約期間中にある場合は、支払実績額及び残存期間における支払推計額（平均月予定枚数に契約単価を乗じて計算した額に法令所定の消費税額及び地方消費税額を加算した額）をいう。第17条第1項及び第17条の2第2項において同じ。）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にある場合は、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にある場合は、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にある場合は、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第6条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為が行われた場合の解除）

第15条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1

項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第17条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、甲に損害が生じたときは、乙にその損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。

2 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

（賠償額の予定）

第17条 乙は、第15条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、全契約期間における複写サービス料金等の支払総額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第15条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第15条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における複写サービス料金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、複写サービスが完了した後においても適用する。

（違約罰としての違約金）

- 第17条の2 乙は、第15条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、全契約期間における複写サービス料金等の支払総額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の2第11項又は第12項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。
 - 3 前2項の規定は、複写サービスが完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

- 第17条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、複写サービスが完了した後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

- 第18条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第17条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第17条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して複写サービス料金の支払日までの日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき複写サービス料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第19条 第9条第2項、第17条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(複写機及び消耗品の撤去)

第20条 この契約期間が満了したとき又は第14条、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項若しくは第22条第1項の規定によりこの契約を解約若しくは解除したときは、乙は複写機及び消耗品を速やかに撤去しなければならない。この場合において、これに要する経費は乙の負担とする。

(その他)

第21条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(特約事項)

第22条 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合にはこの契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結の証として、本契約書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知市本町4丁目1番35号
高知県町村会
会長 池田三男 (印)

乙

(印)

別紙

複写サービス料金

機種及び型式	基本複写 サービス料金 (月額)	基本複写 サービス枚数 (月間)	複写サービス料金 (複写サービス 1 枚につき)		
			1 か月の複写サービス枚数	単価	
〇〇〇〇 1 モノクロ	円	枚	1 枚目より	枚目まで	円
			枚目より	枚目まで	円
			枚目より	枚目まで	円
			枚目以上		円
〇〇〇〇 2 カラー	円	枚	1 枚目より	枚目まで	円
			枚目より	枚目まで	円
			枚目より	枚目まで	円
			枚目以上		円